平成２７年（フ）第１４２０号
（最後の住所）大阪市北区中崎２丁目８番13号　香門ハイツ203号
破産者　被相続人亡辛島孝相続財産
1　決定年月日　平成27年11月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２１７号
三重県鈴鹿市小田町693番地２、開始決定時の住所三重県四日市市楠町北五味塚2316番地
破産者　岡山　義博
1　決定年月日　平成27年11月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第６４号
京都市北区紫野北舟岡町13番地の27
破産者　有限会社ガレージドゥ501
1　決定年月日　平成27年11月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第３９２号
（最後の住所）広島県東広島市西条町寺家741番地　エトワール西条病院内
破産者　被相続人亡西中博明相続財産
1　決定年月日　平成27年11月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６０６号
熊本県玉名郡長洲町大字梅田703番地１
破産者　有限会社八百味屋
1　決定年月日　平成27年11月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１２７号
熊本県宇城市三角町三角浦190番地の22
破産者　有限会社岩崎商店
1　決定年月日　平成27年11月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第２６７号
静岡県伊豆の国市韮山山木1048番地
破産者　船津　慧治
1　決定年月日　平成27年11月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第６１８号
福岡県遠賀郡遠賀町遠賀川２丁目26番４号アイワコーポ１号、開始決定時の住所福岡県遠賀郡遠賀町浅木１丁目19番11号
破産者　吉田　恵子
1　決定年月日　平成27年11月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第３２２号
北九州市八幡西区鳴水町９番15号
破産者　木村　繁春
1　決定年月日　平成27年11月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第１号
秋田県仙北市角館町八割内山360番地９
破産者　佐々木アイ子
1　決定年月日　平成27年11月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２６年（フ）第２０号
静岡県下田市六丁目39番10号
破産者　荒井　　勇
1　決定年月日　平成27年11月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所下田支部

平成２６年（フ）第２１号
静岡県下田市六丁目37番９号
破産者　荒井　　洋
1　決定年月日　平成27年11月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所下田支部

平成２６年（フ）第２１１９号
名古屋市緑区滝ノ水１丁目809番地　エルパティオ滝ノ水205号、開始決定時の住所名古屋市緑区篭山３丁目113番地
破産者　山本　政樹
1　決定年月日　平成27年11月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３８０７号
大阪市城東区古市１丁目５番２―204号
破産者　坂本　　律
1　決定年月日　平成27年11月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７６３号
大阪府茨木市真砂１丁目13番15号　エクセレントライフ真砂201号
破産者　吉田登美子（旧姓江湖田）
1　決定年月日　平成27年11月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第８９２号
兵庫県西宮市松並町１番３―211号、開始決定時の住所兵庫県西宮市熊野町７番27―617号
破産者　西野　　潤
1　決定年月日　平成27年11月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第５６２号
神戸市西区伊川谷町有瀬787―４―207、住民票上の住所兵庫県加古川市加古川町美乃利380番地の44
破産者　谷口　盛彦
1　決定年月日　平成27年11月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第２０２号
兵庫県姫路市飾磨区妻鹿747番地
破産者　中野　道雄
1　決定年月日　平成27年11月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部